

# 第1部 総論



北原交差点周辺

## 第1部 総論

### 1 計画策定の考え方

#### (1) 計画策定の主旨

都内の交通事故死者数や負傷者数は減少傾向にあります。しかしこの傾向を定着させ交通事故による死傷者をゼロに近づけ、究極的には、交通事故がない社会を実現することを目指す必要があります。

交通安全対策を効果的に推進するために、交通情勢の変化に適切に対応して、総合的かつ計画的な対策を実施していく必要があります。人命尊重の理念に立って、交通事故のない市民が安全で安心して生活できる「まち」を実現することを目的に「西東京市交通安全計画」を策定し、市及び関係機関そして市民の自助、共助の取組みが一体となって、その施策を実施していくものです。

#### (2) 計画の性格 期間

ア 本計画は、交通安全対策基本法第26条第1項の規定により第8次東京都交通安全計画に基づき作成するものです。

イ 本計画は、市内における陸上交通の安全に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための大綱です。

ウ 本計画の期間は、平成18年度から平成22年度までの5か年です。

### 2 交通事故の状況と課題

都内の交通事故による死者数は、平成8年400人を割り300人台に減少し、平成11年まで続きました。平成12年には400人台に増加しましたが、平成13年以降は再び300人台と減少し、平成17年には289人まで減少しています。(第8次東京都交通安全計画<交通事故等の状況>)市内におきましては、平成17年中の交通事故発生件数は1,037件で、平成16年の1,074件と比較し37件の減で、また、死傷者数につきましては、1,130人で平成16年と比較し34人の減となっております。

#### 高齢者の交通安全確保の必要性

高齢者の交通事故を減少させるためには、高齢者の交通行動を踏まえた交通安全対策を推進する必要があります。つまり、歩行者、自転車利用者及び自動車運転者の各々の特性を捉えた高齢者安全対策が必要です。

## **自転車の安全利用**

自転車台数は年々増加し、その利用層は幅広く、利用範囲も広がっています。しかしながら自転車に関係した事故も増加しております。交通事故原因としては、信号無視、安全不確認、夜間の無灯火走行など交通違反やマナーの低下があげられており、最近では、死亡事故も発生するなどその対策が必要となります。

## **二輪車事故の防止**

都内の二輪車(原動機付自転車を含む。)乗車中の交通事故死者数は、平成17年に79人となり、この10年間では、はじめて100人未満となりましたが、依然として全死者数の3割近くを占めています。二輪車の運転に関わる者、特に若年層に対する安全運転意識の高揚及び運転技能の向上を図る対策が必要となります。

< 市内の交通事故の状況 > (交通事故白書・警視庁田無警察署・田無地区交通安全協会連合会より)

交通事故発生状況					
年別	発生件数 (件)	死傷者数(人)			
		死亡	重傷	軽傷	計
平成16年	1,074	1	12	1,151	1,164
平成17年	1,037	3	7	1,120	1,130
増減	-37	+2	-5	-31	-34
(%)	-3.4%	+200%	-41.7%	-2.7%	-2.9%
子どもの交通事故					
平成16年	105	0	0	123	123
平成17年	134	0	0	140	140
増減	+29	0	0	+17	+17
(%)	+27.6%	±0%	±0%	+13.8%	+13.8%
高校生の交通事故					
平成16年	54	0	0	54	54
平成17年	35	0	0	35	35
増減	-19	0	0	-19	-19
(%)	-35.2%	±0%	±0%	-35.2%	-35.2%
高齢者の交通事故					
平成16年	235	1	1	150	152
平成17年	210	2	3	215	220
増減	-25	+1	+2	+65	+68
(%)	-10.6%	+100%	+200%	+43.3%	+44.7%
歩行者の交通事故					
平成16年	131	1	3	125	129
平成17年	158	1	2	152	155
増減	+27	0	-1	+27	+26
(%)	+20.6%	±0%	-33.3%	+21.6%	+20.2%
自転車の交通事故					
平成16年	543	0	5	505	510
平成17年	536	1	2	510	513
増減	-7	+1	-3	+5	+3
(%)	-1.3%	+100%	-60.0%	+1.0%	-0.6%
二輪車の交通事故					
平成16年	264	0	4	218	222
平成17年	243	0	3	243	246
増減	-21	0	-1	+25	+24
(%)	-8.0%	±0%	-25.0%	+11.5%	+10.8%

### 3 交通安全施策の方向

交通事故をなくし、安全で安心なまちづくりをするため、重点施策及び施策の方向を定め、交通事故の実態や状況に十分対応した各種交通安全対策を関係機関が連携して推進します。

#### (1) 重点施策

##### ア 高齢者の交通安全の確保

高齢者の運転免許保有人口は増加し、事故の危険性も高くなっております。また、多くの高齢者の移動手段は、主に歩行又は自転車等の利用です。自動車事故や高齢者の歩行中及び急速に増加している自転車運転中の事故を防止するため、歩道等の道路交通環境を整備するとともに、地域ぐるみで高齢者に対する交通安全教育を推進していきます。

##### イ 自転車の安全利用の推進

急速に増加している自転車事故を防止し、また、歩道を暴走する自転車や駅周辺にあふれる放置自転車等をなくすため、自転車利用者に対する交通安全教育・啓発・キャンペーンなどの取り組みを推進し、交通ルールの遵守と運転マナーの向上を図ります。

##### ウ 二輪車事故の防止

都内でも全死者数の3割近くを占める二輪車乗車中の事故防止対策は、今後も継続的に取り組まなければならない課題です。二輪車事故、無謀運転を防止するため、特に、若者に対する交通安全教育・啓発の充実を図るとともに、交通安全施設の整備を総合的に推進します。

#### (2) 交通安全施策の方向

ア 道路交通環境を整備します。

イ 交通安全意識の啓発を図ります。

ウ 救助・救急体制の整備を図ります。

エ 被害者支援の充実を図ります。

オ 公共交通の安全確保を図ります。

## 4 計画の推進

### (1) 行政機関

本計画の趣旨及び定める施策を踏まえ、地域の交通情勢や市民の生活に対応したきめ細かな事業を実施するとともに、他の行政機関や交通関係団体等と連携して、地域の実情に応じた効果的な交通安全対策を推進し、市民を交通事故から守っていきます。

### (2) 事業者・交通関係団体・ボランティア

市民を交通事故から守るうえで、事業者は大きな役割を果たしています。自動車等を運行する事業者は、事業所を中心として、安全運転管理者、運行管理者等を通じた交通安全教育を推進するなど、交通事故防止に努めることが求められています。

また、地域における各交通関係団体やボランティアは、市や警察署と連携して、主体的に、あるいは相互に協力しながら、効果的な交通安全対策事業を進めていくことが求められています。

### (3) 市民

悲惨な交通事故を無くしていくためには、何よりも、市民一人ひとりが交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣とすることです。

市民の皆さまも、ぜひ、本計画の担い手の一人となり、行政等と一緒に交通安全について考え、行動するとともに、自助、共助の取り組みを進めていくことが求められます。